

## 水辺とまちの未来

日本大学理工学部 土木工学科

岸井隆幸

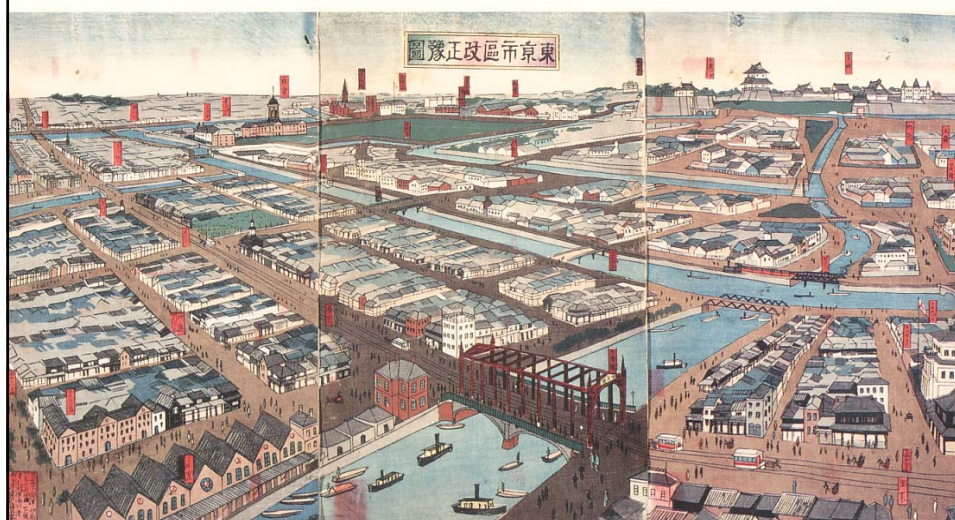
### 本日の話題

- 1 まちと水の関係
- 2 水辺の価値・可能性
- 3 新たな方向性
- 4 水辺とまちの未来

# まちと水の関係



1888年 東京市区改正 完成予想図



橋の下での夕涼み 京都三条大橋

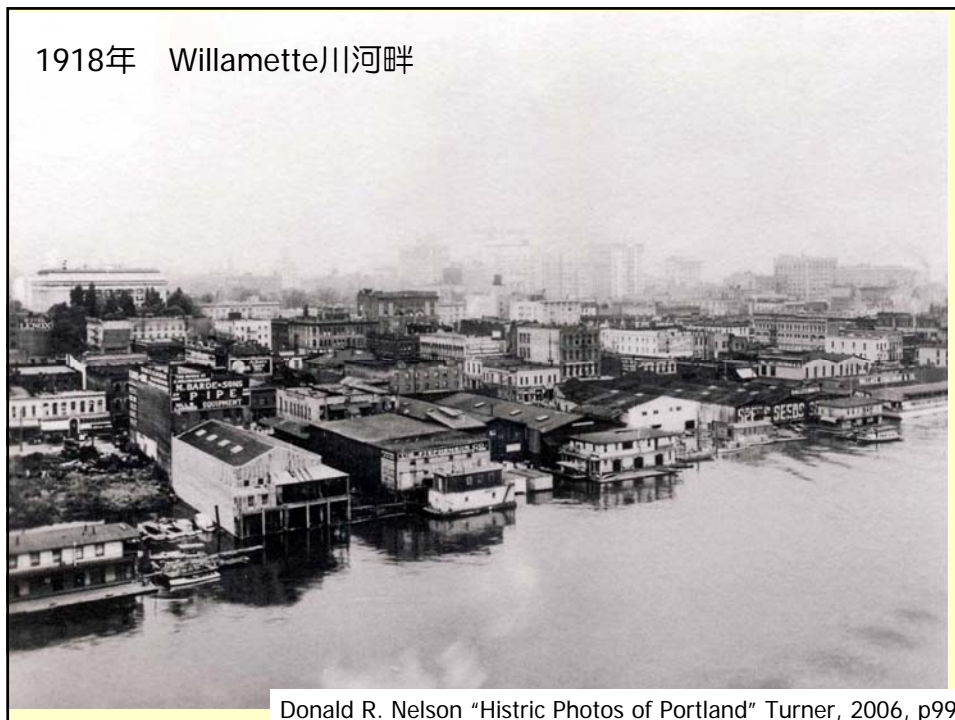


日本写真帳 (1912年)



水辺の価値・可能性

1918年 Willamette川河畔



Donald R. Nelson "Historic Photos of Portland" Turner, 2006, p99

1930年代



H. Stein, K. Ryan, M. Beach "Portland a Pictorial History" Donning, 1980, p141





Gail Tycer "Portland Portrait of Progress" Community Communications, 2001, p33 Rose Festival 毎年6月開催





## 新たな方向性

しかしながら、

「河川整備基本計画」といいながら

「かわまちづくり」といいながら

実は、

「都市マスや都市計画図」も見たことがない

「河川区域の整備」しか考えようとしな

だから、

日本の水辺は魅力的にならない

「河川」が「水辺」ではない

「水」と「まち」で「水辺」

「河川区域」と「水辺」は関係ない

「水辺」から見る「まち」と「かわ」

「整備」のみならず「運営」へ

水辺とまちの  
ソーシャルデザイン  
懇談会  
(国土交通省)

水辺+RING (輪)

水辺とまちが一体となった  
景観を未来へ創造し続ける  
ソーシャルアクションワード

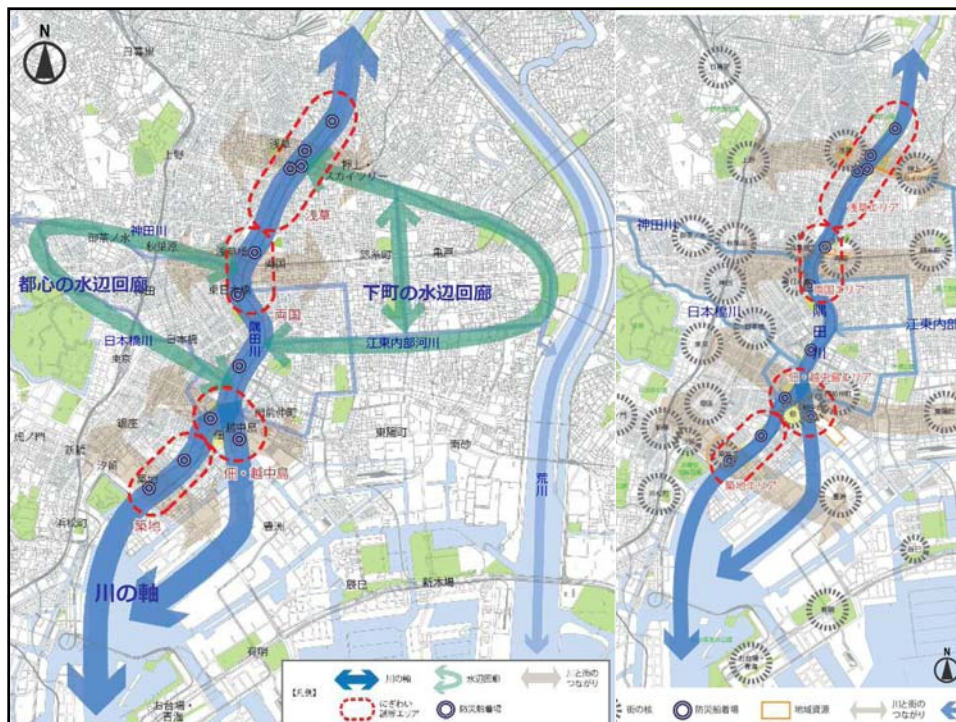
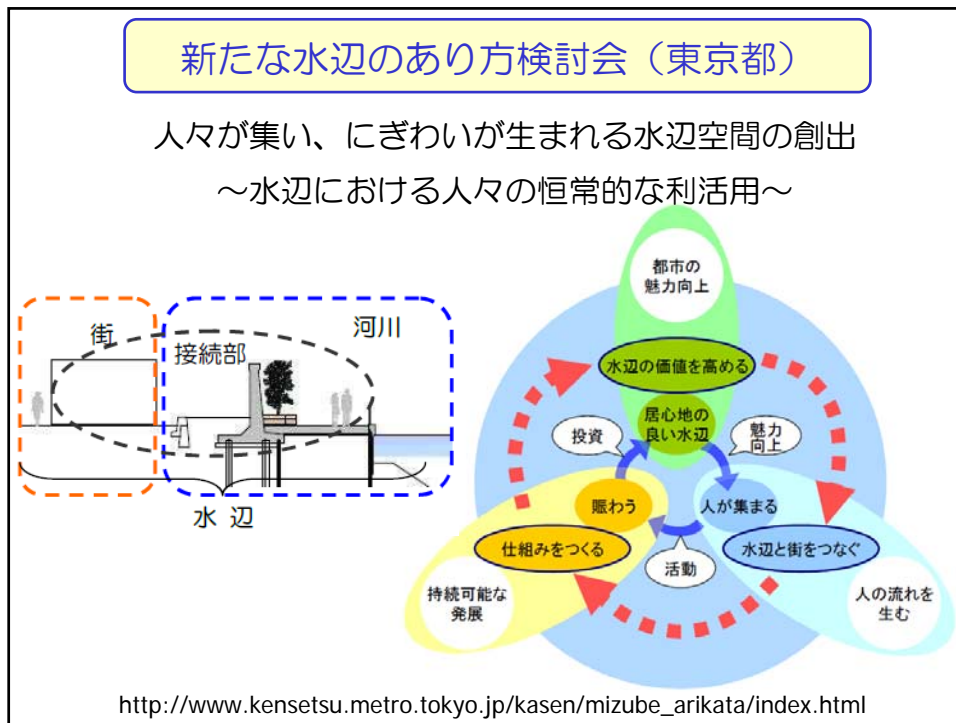


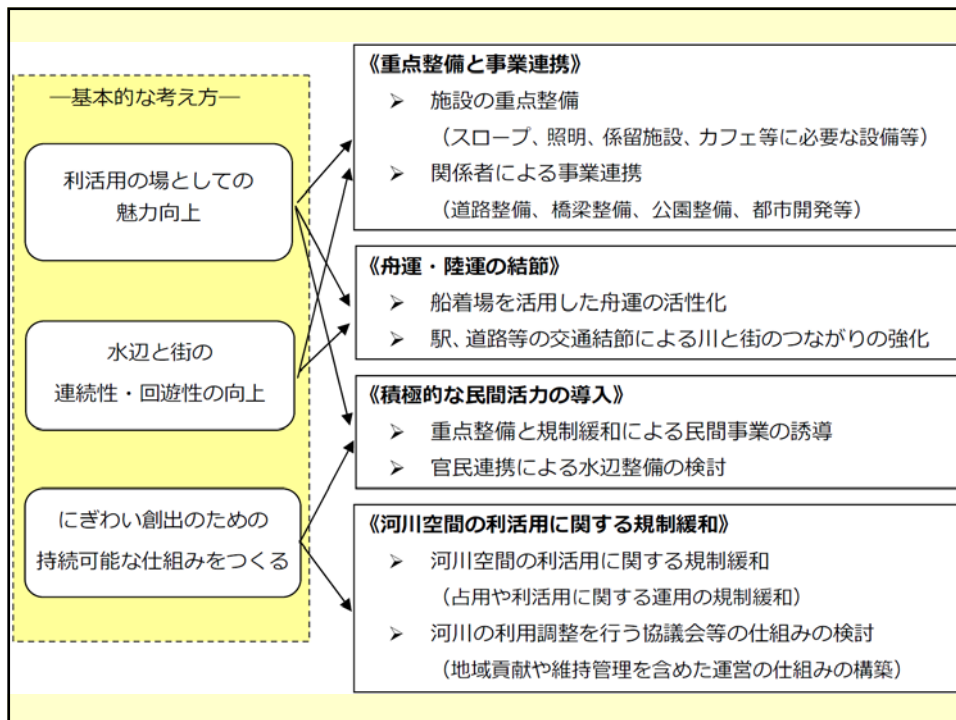
<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/pdf/me1.pdf>

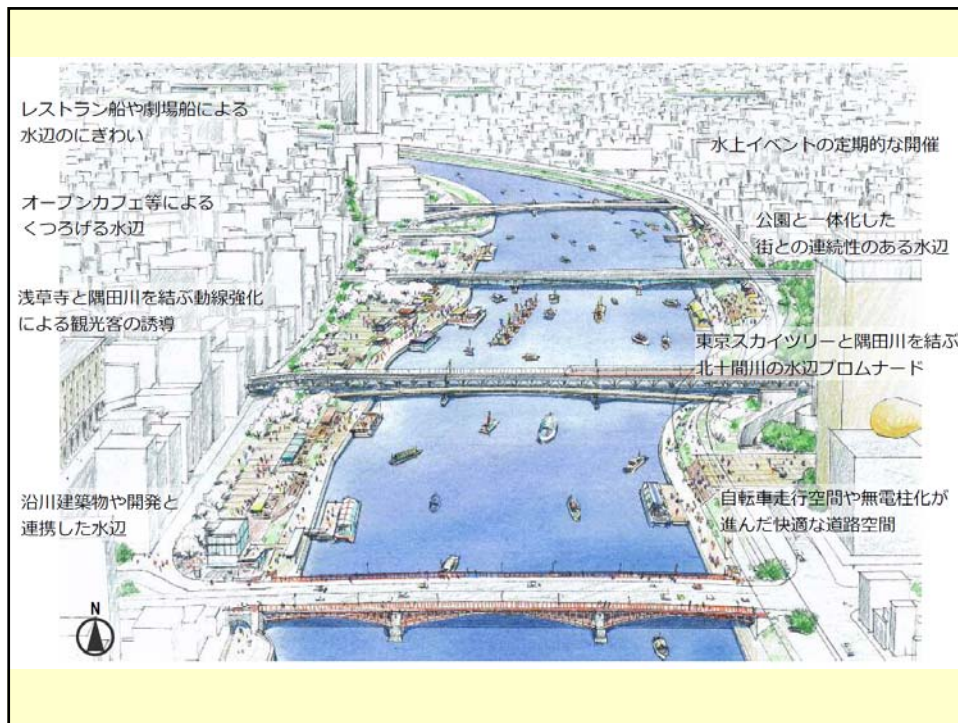


- (1) 水辺は猥雑で色気があった。日本の水辺は世界に誇れるものであるはず
- (2) 河川空間は公共空間なのに自由に使えない？
- (3) 水辺を使い倒して、楽しみ倒す
- (4) 地域固有の歴史・文化を活かしつつ、クリエイティブに再生する
- (5) 自分たちで水辺を楽しむ礼儀作法をつくる
- (6) 水辺の利用者、地域住民、行政をつなぐコーディネーターが必要
- (7) 行政は公平、公正、中立の姿勢は重要であるが、新しい提案を受け入れたりする度量をもつ
- (8) 持続可能性を担保する資金調達や規制緩和のしくみ
- (9) 未来の水辺に向かってつなげる、育てる
- (10) 水辺の使い方に対する共感と実践を広げていくためのプロモーションの方法





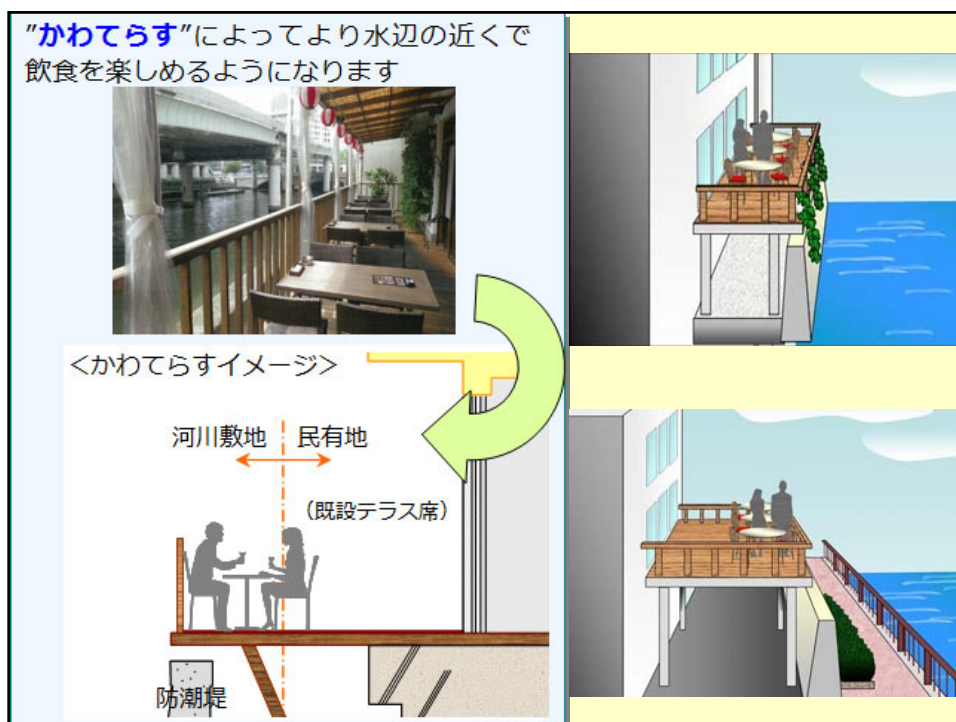




《準則の特例占用等の活用事例》

	東京	他都市
事例	隅田公園オープンカフェ（台東区） 渋谷川環境整備（渋谷区） 五反田ふれあい水辺広場（品川区）	道頓堀とんぼりリバーウォーク（大阪市） 堀川納屋橋地区（名古屋市） 京橋川リバーウィン（広島市）等
協議会	占用案件ごとに個別の協議会により利用調整を実施	一定範囲の流域を対象とした協議会により利用調整を実施
占用者	区、民間事業者	民間事業者、協議会、NPO、公益財団法人等
地域貢献	占用施設周辺の清掃やだれでもトイレの設置、河川事業のPR等	地域のにぎわいづくりやオープンカフェ事業の勧誘、事業協賛金を活用したイベントやイルミネーション等





東京低地河川  
活用推進協議会

自己責任を基本とした  
船着場利用に向けた  
社会実験

防災用緊急船着場



<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00133.html>



**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要** 平成26年5月21日公布 国土交通省

**背景**  
 ・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

**法律の概要**  
 ●立地適正化計画（市町村）  
 ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成  
 ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

**都市機能誘導区域**  
 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
  - 誘導施設への税財政・金融上の支援
    - ・外から内（まちなか）への移転に係る買換特例 **税制**
    - ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
    - ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**
  - 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
    - ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
  - 公的不動産・低未利用地の有効活用
    - ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **税制**
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
  - ・附置自転車駐車場の集約化も可能
  - ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
  - ・歩行空間の整備支援 **予算**
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
  - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

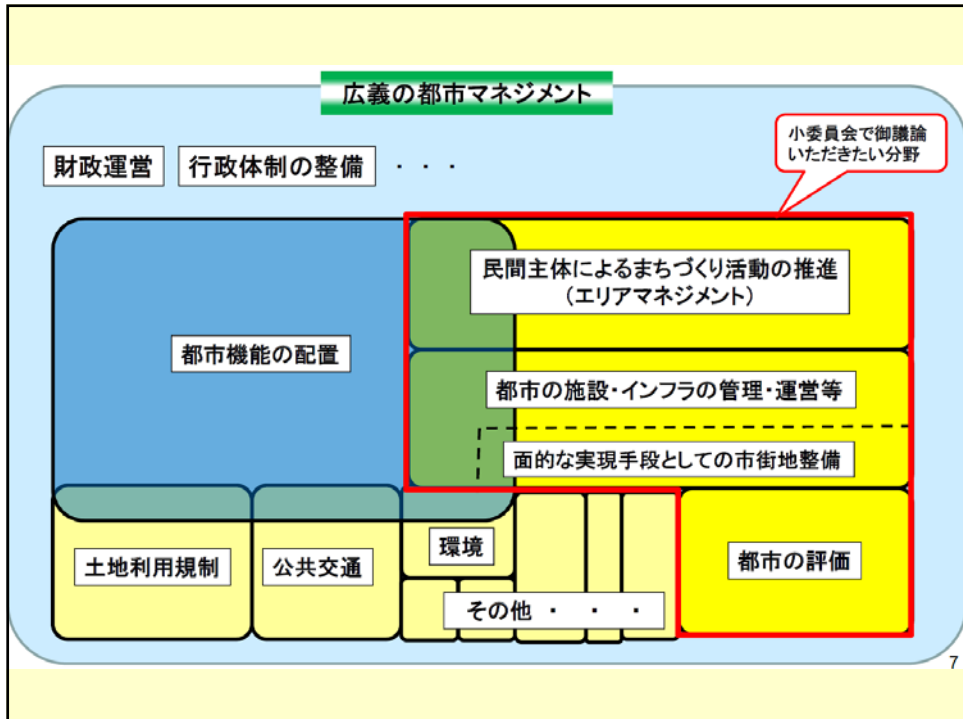
**居住誘導区域**  
 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
  - ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
  - ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
  - ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
  - ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
  - ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
  - ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
  - ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**

**公共交通** 維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
  - ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
  - ・都府県圏外へのアクセスを確保するバス専用レーン・バス待合所や乗降点等の公共交通整備の整備支援 **予算**

◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請 ※下線は法律に規定するもの 8



## 水辺とまちの未来









## その先に何があるか

**2014** 国際競争（国家戦略特区）

2015 運政審18号答申 目標年次 / 環状高速道路 完成年次  
2017 河川法改正 20周年

2019 都市計画法 100周年

**2020** 東京オリ・パラ / 大阪万博 50年

2023 近代公園 150周年 / 関東大震災 100年

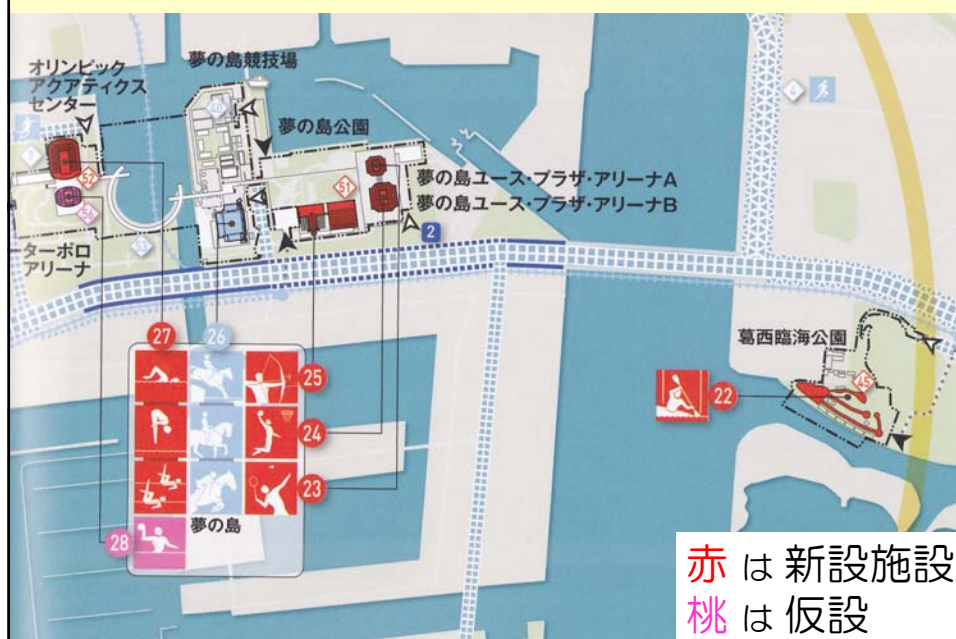
**2027** リニア新幹線 名古屋まで開業

2034 サッカーWC 立候補可能

2037 御堂筋 100年

**2045** リニア新幹線 大阪へ / 終戦 100年

## 2020レガシー 夢の島オリンピック公園（?）



オリンピックは実は巨大文化イベントである

Cultural Olympiad 4年間  
1000箇所、18万件、4300万人（ロンドン外が2580万人）

London 2012 Festival 6-9月に33631件

Japan Cool の 原点 を再確認  
Deep Japan の 魅力 を再認識

大阪万博 1970年 から 50年

日本と世界の歩みを再確認

東日本大震災 2011年 から 9年

東北の復興を再認識



日本の「水と共生する文化」を世界にアピールしよう

2017・2020に向けて 水辺で様々なイベントを企画しよう



水辺のスポーツ空間と舟運を設えなおそう





